

2025年9月4日

2025年度「輸送用機械器具」金額改定審議における使用者側の検討方針

使用者代表委員 嶋田昌美

特定最低賃金の審議に当たっては、ガイドラインの「特賃額改定の目安」にあるように、

- ① 企業内最低賃金に関する協約金額の増加額等労働者の賃上げの状況
- ② 地賃の引上げ額
- ③ 鉱工業生産指数等による理論値

の3点等を目安としつつ、検討することとなっているが、それに加え、産業の魅力度向上、人材確保、物価上昇への対応、発効時期などデータに基づいた納得感のある議論を行うこととする。

米国の関税政策の影響や国内政治不安など、今後の不透明な経済動向が懸念されているが、日銀短観の中小企業業況判断（自動車）においては、6月調査では0となっているものの、9月（先行き）は-8と悪化し、慎重な見通しとなっている。

埼玉県の鉱工業生産指数（輸送機械工業）は、令和7年1-3月期において+11.4、令和6年平均では+24.2とゆるやかな回復傾向となっている。

従来同様のシミュレーションをすると、58円（昨年度の引上げ額47円 $\times$ 1.242<年間比較の鉱工業生産指数+24.2> $\div$ 58円）が引上げ金額となる。今回はこの金額から議論を開始したい。

以 上